

防衛装備庁訓令第31号

防衛装備庁の出納官吏の金庫検査規程を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官

防衛装備庁の出納官吏の金庫検査規程

改正 令和3年1月25日庁訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号。以下「事務規定」という。）、その他の関係法令に基づき防衛装備庁における現金（事務規定の定めるところにより振り出す小切手を含む。以下同じ。）の出納保管を掌る出納官吏の帳簿金庫の検査（以下「金庫検査」という。）について規程することを目的とする。

(出納官吏)

第2条 この規程において、出納官吏とは資金前渡官吏（臨時に設置された資金前渡官吏（以下「臨時資金前渡官吏」という。）を含む。）、収入官吏及び歳入歳出外現金出納官吏をいう。

（金庫検査の種類及び時期）

第3条 金庫検査は、定期検査、交替検査及び臨時検査とする。

2 定期検査は、毎年3月31日（その日が休養日又は休日の場合にはその直前の勤務日。以下同じ。）出納業務の終了後実施するほか、内部部局の官職指定された資金前渡官吏及び歳入歳出外現金出納官吏においては、4月を除く毎月1日（その日が休養日又は休日の場合にはその直後の勤務日）出納業務の開始前にも実施する。

3 交替検査は、出納官吏の転免、死亡、廃止、その他の異動があったときに実施する。

4 臨時検査は、次に掲げる場合において、実施する。

(1) 火災等の事故により、出納官吏の保管する現金等に異状があった場合、又は異状のあることが予想される

場合

(2) 出納に関し過誤又は不正の疑いがある場合

(3) その他防衛装備庁長官が特に必要と認めた場合

(検査員)

第4条 毎年3月31日に行う定期検査、臨時検査及び交替検査（内部部局の官職指定された資金前渡官吏及び歳入歳出外現金出納官吏を除く。）においては、4月にあつては、その都度長官官房監察監査・評価官が指名する職員を検査員とする。

2 内部部局の官職指定された資金前渡官吏及び歳入歳出外現金出納官吏の定期検査（ただし、毎年3月31日に実施するものを除く。）及び交替検査の検査員は、長官官房会計官又は、長官官房会計官が指名する検査員とする。

(検査の立会)

第5条 検査員が金庫検査を実施する場合には、出納官吏（交替検査の場合には前任及び後任の出納官吏）は検査に立ち会わなければならない。ただし、廃止に係る交替

検査の場合には、廃止される出納官吏の立ち会いで足りる。

- 2 出納官吏が死亡、その他の事故により、前項の金庫検査に立ち会うことができない場合は、その代理者又は防衛装備庁長官が命じた職員が立ち会わなければならない。

(検査に関する提出書類)

第6条 出納官吏が金庫検査を受ける場合には、あらかじめ次に掲げる書類各2部を作成し、検査員に提出しなければならない。

- (1) 預託金現在高証明書（別記様式第1）
- (2) 現金預託金現在高調書（別記様式第2）
- (3) 振出済小切手支払未済高一件別内訳表（別記様式第3）

- 2 第1項の規定にかかわらず、臨時資金前渡官吏が金庫検査を受ける場合には、あらかじめ次に掲げる書類各2部を作成し、検査員に提出しなければならない。

- (1) 現金預託金現在高調書（別記様式第2）
- (2) 防衛装備庁資金前渡官吏の事務取扱について別に定

める書類 の写し。

(検査書及び報告書の作成)

第7条 検査員は、金庫検査を実施した場合には、別記様式第4による検査書3部（出納官吏交代時においては4部）を作成して署名し、前条の書類を添えて出納官吏に交付しなければならない。なお、検査の結果、不都合が発見された場合には、その事由を調査の上、検査書備考欄に不都合の理由を明記するものとする。

2 検査員は、毎年3月31日の定期検査、臨時検査又は交替検査を実施した場合には、当該検査の結果に関する報告書を順序を経て、防衛装備庁長官に提出しなければならない。

3 前項の報告書には、検査月日、受検した出納官吏の氏名（出納官吏に事故のあるときは第5条第2項に規定する立会者）、臨時検査を行った事由、出納官吏の保管する現金及び預託金に異状を認めたときは、その金額、不都合の理由の確認及び事故発生後の出納官吏の措置、検査員の当該事故に対する所見等について詳細に記載して

自ら署名しなければならない。

(会計検査院への提出及び保管)

第8条 出納官吏は前条第1項の規定により交付された検査書3部又は4部のうち、1部は前渡資金出納計算書、収入金現金出納計算書に添付して官署支出官を経て、会計検査院に提出しなければならない。残り2部又は3部のうち、1部は官署支出官に提出し他の1部又は2部は出納官吏前任及び後任の出納官吏が保管するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年10月1日より施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に、技術研究本部及び装備施設本部が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第116条の規定により実施した金庫検査は、この訓令第3条に規定する金庫検査を行ったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年1月25日から施行する。

(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1（第6条関係）

預託金現在高証明書

〇〇年〇〇月〇〇日

日本銀行〇〇〇〇代理店御中

下記預託金現在高証明願いたい。

金 〃

〇〇年〇〇月〇〇日現在

上記証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

別記様式第2（第6条関係）

現金預託金現在高調書

| 現金現在高 | 預託金現在高 | 計 | 振出済小切手 支払未済高 | 備考 |
|---|--------|---|-----------------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| <p style="text-align: center;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">資金前渡官吏 防衛装備庁 防衛〇〇官 〇〇 〇〇</p> | | | | |

- （備考）
- 1 現金現在高はその金額種類を備考欄に区分記入すること
 - 2 交替の場合には後任者の官氏名を併記すること（臨時資金前渡官吏を除く。）
 - 3 臨時資金前渡官吏の場合は、預託金現在高を保管金現在高と読み替えて使用すること

別記様式第4（第7条関係）

検 査 書

検査の種類 定期検査・交替検査・臨時検査

出納官吏の氏名 _____

庁 名 _____

資金種別 前渡資金・収入金・歳入歳出外現金

| 摘 要 | | 金 額 | 備 考 |
|-------------------------|------------|-----|--------|
| 1 現金現在高 | イ 前 渡 資 金 | | 不符合の理由 |
| | ロ 収 入 金 | | |
| | ハ 歳入歳出外現金 | | |
| | ニ 小切手(保管金) | | |
| | 計 | | |
| 2 預託金等現在高 | イ 預託金現在高 | | |
| | ロ 保管金現在高 | | |
| | 計 | | |
| 3 振出済小切手支払未済高 | イ 預託金 | | |
| | ロ 保管金 | | |
| | 計 | | |
| 4 現金出納簿預託金現在高 (2 - 3) | | | |
| 5 合 計 (1 + 4) | | | |
| 6 現金出納簿現在高 | | | |
| 7 不 符 合 高 (5 - 6) | | | |

検査の結果上記の通り相違ないことを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

検 査 員 〇〇〇〇〇 防衛〇〇官 〇〇 〇〇

出納官吏 防衛装備庁 防衛〇〇官 〇〇 〇〇

